

## 議案第3号

埼玉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成30年3月31日をもって埼玉縣市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて議決を求める。

平成30年2月25日提出

和光市長 松本 武洋

### 提 案 理 由

埼玉縣市町村総合事務組合から入間東部地区衛生組合を脱退させることについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。